

第96回 定時株主総会 招集ご通知

日 時：2019年6月18日（火曜日）
午前10時
場 所：大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

■ 目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	18
計算書類	27
監査報告書	36
株主総会参考書類	42



京阪神ビルディング株式会社

証券コード:8818

経営理念

京阪神ビルディングは、

1. 値値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します。
2. 信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます。
3. 革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます。

という経営理念に基づいて、以下に掲げる指針に従って行動します。

企業行動指針

1. お客さま本位の徹底

お客さまのニーズと信頼に応え、安全で良質な環境とサービスを提供します。

2. コンプライアンスの実践

法令および規律を遵守し、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動します。
また、公正、透明、適正な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、毅然とした対応をします。

3. 社会発展への貢献

地域との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います。

4. 公正な情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをとり、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します。

5. 環境問題への取り組み

環境保全は経営の重要な課題であることを認識し、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

6. 個性を尊重する企業風土

ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を十分尊重します。

証券コード 8818
2019年5月30日

株 主 各 位

大阪市中央区瓦町四丁目2番14号
京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長 南 浩一

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2019年6月17日（月曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月18日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示ください、行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keihanshin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申しあげます。

パソコン、スマートフォン又は携帯電話の場合

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使は、**2019年6月17日(月曜日)午後5時まで受付**いたします。
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

機関投資家の皆さまへ
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

※画面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



アクセス手順

① WEBサイトへアクセス

… ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ …

●当サイトのご利用においては、「インターネットによる議決権行使」についての規約を承諾していただけます。

② ログインする

… ログイン …

●議決権行使コード入力欄、ログインボタンをクリック下さい。
●議決権行使コード入力欄の横に「迷惑行為防止用验证码」があります。
(電子メールによる迷惑行為防止用验证码で、もしくは正解の場合は、
「是」、迷惑行為防止用验证码で、「否」を選択下さい。)

議決権行使コード:

③ パスワードの入力

… パスワード認証 …

●(パスワード入力欄)「やめやめ!」をクリック下さい。
●(パスワード入力欄)を操作される場合は、必ず「ログアウト」して下さい。
●(パスワード入力欄)を操作される場合は、必ず「ログアウト」して下さい。

パスワード:

④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031

[受付時間(午前9時～午後9時)]

事業報告

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が持続した一方で、中国経済の減速や米中貿易摩擦等をめぐる海外情勢の不透明感から、景気の先行き懸念による株価の下落などもみられました。

不動産賃貸業界におきましては、都心部で優良オフィスビルを中心にテナントの増床や立地改善のニーズが強く見受けられ、賃料水準も上昇傾向が続きました。

このような環境の中、当社は営業活動に注力した結果、空室率は前期末の1.5%から0.8%に低下いたしました。また、将来の経営基盤の拡大のため、本年度は東京都港区虎ノ門でのオフィスビル開発および大阪市内でのデータセンタービル開発に同時並行で着手するなど、中期経営計画「Beyond 4D & 70th～4事業の深化と進化、70周年のその先へ～」に沿って新規投資を進めてまいりました。

当期の連結業績は、既存ビルの稼働率向上などにより、売上高は14,995百万円と前期比195百万円（1.3%）の増収となりました。つれて、売上総利益は6,770百万円と前期比204百万円（3.1%）の増益、営業利益は5,451百万円と前期比153百万円（2.9%）の増益、経常利益は5,214百万円と前期比170百万円（3.4%）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却による特別利益の計上もあり3,998百万円と前期比412百万円（11.5%）の増益となりました。なお、以上の売上高および各段階の利益とも過去最高値であります。

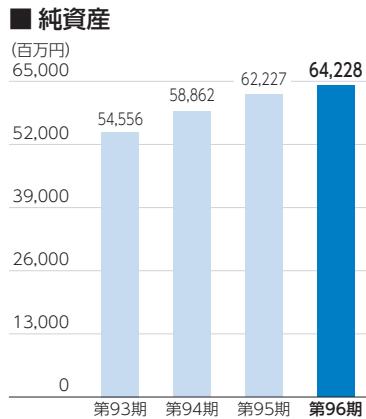
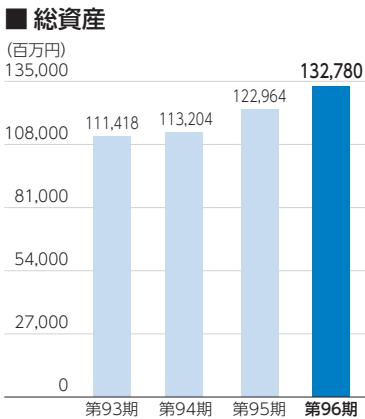
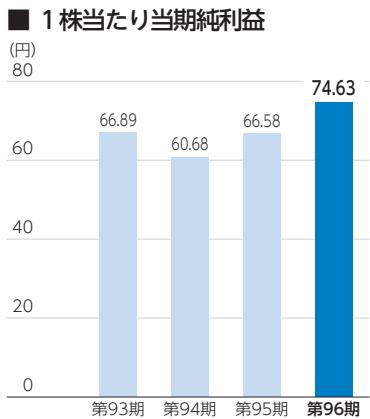
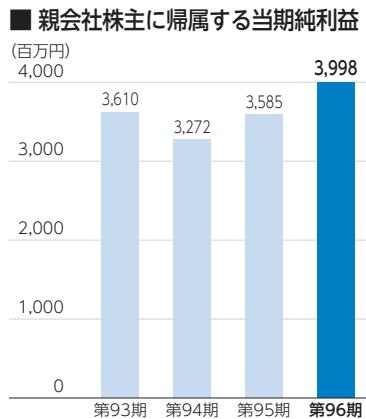
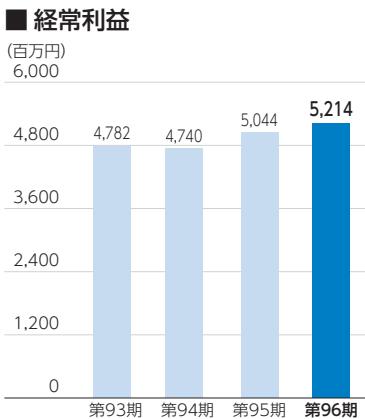
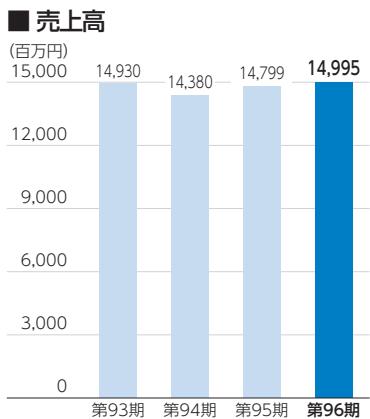
事業別の業績（営業利益は連結決算調整前）は、次のとおりであります。

① 土地建物賃貸事業

売上高は14,942百万円（前期比263百万円、1.8%増）、営業利益は6,189百万円（前期比222百万円、3.7%増）となりました。

② その他の事業

売上高は52百万円（前期比68百万円減）、営業損失は10百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は3,734百万円で、その主なものは現在仕掛けり中の大阪市内でのデータセンタービル開発および東京都港区虎ノ門でのオフィスビル開発の建設費用の一部であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資の所要資金は、金融機関借入、社債の発行および自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続する一方、各種政策の効果の持続力や国際情勢の不安定さが懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。

不動産賃貸業界も、かかる経済情勢と密接に関わっており、オフィス賃貸市況の将来見通しなどは楽観できないと考えられます。

当社が2017年2月に策定した中期経営計画「Beyond 4D & 70th～4事業の深化と進化、70周年のその先へ～」では、持続的な成長を実現するため、2017年度からの5か年を「特色ある4部門（オフィスビル、データセンタービル、ワインズビル（場外勝馬投票券発売所）、商業施設・物流倉庫）の賃貸事業をさらに深化・進化させ、将来に向けた新たな事業を模索する時期」と位置づけております。当面の重要課題として、テナントリーシング力の強化等により保有物件の収益性を維持向上させる一方で、新規投資につきましては、東京・大阪で着工済みの新規ビル開発事業を進行させるとともに、首都圏を中心に立地と収益性を重視した物件取得にも取り組んでいく等、営業エリアの拡大・事業リスクの分散を図りつつ安定的な収益源を拡充することにより企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

さらに、省エネへの対応や街並みと調和した緑豊かな街づくりなど、社会・環境問題の側面にも充分配慮し、持続可能な社会の形成に寄与するように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第93期 (2016年3月期)	第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期(当期) (2019年3月期)
売上高	14,930	14,380	14,799	14,995
経常利益	4,782	4,740	5,044	5,214
親会社株主に帰属する当期純利益	3,610	3,272	3,585	3,998
1株当たり当期純利益	円 錢 66 89	円 錢 60 68	円 錢 66 58	円 錢 74 63
総資産	111,418	113,204	122,964	132,780
純資産	54,556	58,862	62,227	64,228

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主な事業内容
京阪神建築サービス株式会社	百万円 86	% 100	建物の総合管理業務

(注) 連結の範囲に含む会社は、上記の1社であります。

(7) 主要な事業内容

① 土地建物賃貸

オフィスビル・データセンタービル・ワインズビル・商業施設・物流倉庫等の賃貸、建物および設備の総合管理

② その他

一般建築請負等

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
43名	2名減	46.9歳	10.5年

(注) 上記には使用人兼務取締役を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,000
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,768
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	980
株 式 会 社 り そ な 銀 行	900
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	652

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 53,998,798株 (自己株式1,312,174株を含む。)
 (3) 株主数 9,010名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
銀泉株式会社 INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	6,440	12.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,720	5.2
株式会社三井住友銀行	2,219	4.2
ダイキン工業株式会社	2,133	4.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,568	3.0
株式会社きんでん	1,439	2.7
鹿島建設株式会社	1,393	2.6
株式会社三重銀行	1,376	2.6
STICHTING PENSIOEN FONDS METAAL EN TECHNIEK	1,287	2.4
	1,141	2.2

(注) 当社は、自己株式1,312,174株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の概要

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	行使期間	発行価額
第1回新株予約権 (2016年6月21日)	692個 (1個当たり100株)	普通株式 69,200株	2016年7月7日から 2036年7月6日まで	1個当たり 46,500円
第2回新株予約権 (2017年6月20日)	586個 (1個当たり100株)	普通株式 58,600株	2017年7月6日から 2037年7月5日まで	1個当たり 65,000円
第3回新株予約権 (2018年6月19日)	428個 (1個当たり100株)	普通株式 42,800株	2018年7月5日から 2038年7月4日まで	1個当たり 78,700円

- (注) 1. 上記新株予約権の1株当たり行使価格は、1円であります。
 2. 上記新株予約権の行使は、当社の取締役および監査役を退任した日の翌日から10日間に限られます。
 3. 社外取締役および社外監査役は保有しておりません。

② 当社役員の保有状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	630個	63,000株	5名
	第2回新株予約権	528個	52,800株	5名
	第3回新株予約権	389個	38,900株	6名
監査役 (社外監査役を除く)	第1回新株予約権	62個	6,200株	1名
	第2回新株予約権	58個	5,800株	1名
	第3回新株予約権	39個	3,900株	1名

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	中 野 健 二 郎	丸一鋼管株式会社 社外取締役 レンゴー株式会社 社外取締役※ ※2019年6月定時株主総会日付にて退任予定 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
代 表 取 締 役 社 長	南 浩 一	
常 務 取 締 役	山 本 真 司	営業統括
取 締 役	多 田 順 一	管理統括兼企画部長
取 締 役	谷 口 昌 和	建築技術部長
取 締 役	西 田 滋	総務部長
取 締 役	河 内 一 友	R K B 毎日ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社きんえい 社外取締役 公認会計士
取 締 役	吉 田 享 司	株式会社ジェイテクト 社外監査役
常 勤 監 査 役	河 野 健 二	
監 査 役	西 出 智 幸	
監 査 役	富 高 正 信	弁護士

- (注) 1. 取締役 多田順一氏は、2018年6月19日開催の第95回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
 2. 2018年6月19日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、井上康隆氏は取締役を任期満了により、退任いたしました。
 3. 取締役 河内一友氏および吉田享司氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役 西出智幸氏および富高正信氏は、社外監査役であります。
 5. 取締役 河内一友氏、吉田享司氏および監査役 西出智幸氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 6. 当社では、取締役会の監督機能の強化および業務執行の効率化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、代表取締役社長 南 浩一氏、常務取締役 山本真司氏、取締役 多田順一氏、谷口昌和氏および西田 滋氏が執行役員兼務であり、また、経理部長 田渕稔規氏が執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人數	支給総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	197,590千円 (14,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	34,744千円 (12,000千円)

- (注) 1. 支給総額には、2018年6月19日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 支給総額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役32,840千円、監査役3,244千円）を含んでおります。
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人給与42,350千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河内一友	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜発言を行っております。
取締役	吉田享司	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、主に公認会計士としての長年の経験と幅広い知見から、適宜発言を行っております。
監査役	西出智幸	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	富高正信	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会社法第340条第1項各号の定めにより会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨、および解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の独立性および専門性その他職務の執行に支障があると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当企業集団」という。）の適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役は、当企業集団のコンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」に基づき、当企業集団の経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に社長に報告する。
- (ロ) 取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の当企業集団における実施状況の把握、取締役、執行役員および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。
- (ハ) 取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に当企業集団の体制を整備し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に取り組むものとする。
- (二) なお監査室長は、当企業集団のコンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。
- (ロ) 管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を必要に応じて適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。
- (ハ) なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について適宜監査を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 各部室長は、「リスク管理規程」に基づき担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。

(ロ) 取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、

① リスクの特定、評価の総合管理

② リスク管理方針、管理計画の策定および見直し

③ リスク管理状況の取りまとめ

などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

(ハ) 「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知徹底を図る。

(二) なお監査室長は、各部室の日常的なリスク管理状況について、適宜監査を実施し、監査結果を社長およびリスク管理委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。

(ロ) 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならびに計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。

(ハ) 取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて適宜見直す。

(二) 重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。

(ホ) 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。

(ロ) 取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させるため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。

(ハ) なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

⑥ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。
- (ロ) 取締役および関係部門は、子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項を把握するため当企業集団において開催される会議等で子会社から報告を求めるほか、子会社の取締役会議事録、計算書類および稟議書等の閲覧を行い、子会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確認し、当企業集団の業務の適正確保と効率性の向上を推進する。
- (ハ) 取締役は、「リスク管理規程」を当企業集団各社にも適用し、またリスク管理の状況を「リスク管理委員会」を活用し適切に把握し対応する体制を整備する。
- (二) 当企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に処理する。
- (ホ) 監査役および監査室長は、当企業集団各社の監査ないし内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、当企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く時は、監査役の意見を尊重して決定する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用者の人事考課は、常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。
- (ロ) 監査役の職務を補助する使用者に対する指示の実効性を確保するため、監査役が当該使用者を取締役から独立させて業務を行うよう指示することが出来る体制とする。

- ⑨ 当企業集団の取締役、執行役員、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 当企業集団の取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告を行う。
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
 - ③ コンプライアンス違反に関する重要な事項
 - ④ その他①～③に準じる事項
- (ロ) 当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
- (ハ) 取締役は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらから報告を受け監査役に報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備し、その旨を当企業集団全体に周知する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報交換する機会を設ける。
- (ロ) 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、取締役会、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会議事録、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に説明を求める。
- (ハ) 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務所、会計監査人などを活用する。
- (二) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求等があった場合は、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当社では、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当社の取締役会は11回開催され、社外取締役2名を含む取締役8名で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席した上で開催し、取締役の適正な職務執行の確保に努めました。その他、監査役会は12回、経営会議は11回、リスク管理委員会は4回、コンプライアンス委員会は5回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当企業集団の監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、取締役および使用人との対話、ならびに監査役会における監査役間の情報交換等に基づき会社の状況を把握し、また会計監査人・監査室との連携の強化を図り、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、子会社監査役を兼務し、子会社の取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧ならびに子会社の取締役および使用人からの報告の聴取等の方法により、子会社の取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

③ 内部監査の実施について

監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の業務の監査、ならびに内部統制監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,520,519	流動負債	12,478,369
現金及び預金	15,918,547	買掛金	7,746
受取手形及び売掛金	473,037	短期借入金	4,422,900
その他の	128,934	1年内償還予定の社債	5,000,000
固定資産	116,259,828	未払法人税等	1,006,190
有形固定資産	98,400,902	賞与引当金	33,990
建物及び構築物	29,185,600	その他の	2,007,542
土地	52,640,231	固定負債	56,073,119
信託建物	2,266,046	社債	35,000,000
信託土地	11,038,280	長期借入金	11,286,850
建設仮勘定	3,118,301	長期預り保証金・敷金	5,634,743
その他の	152,441	繰延税金負債	2,674,052
無形固定資産	79,357	再評価に係る繰延税金負債	1,214,541
投資その他の資産	17,779,568	退職給付に係る負債	66,704
投資有価証券	15,104,819	資産除去債務	113,827
差入保証金・敷金	2,192,699	その他の	82,400
繰延税金資産	13,289	負債合計	68,551,488
その他の	468,760	純資産の部	
		株主資本	61,516,050
		資本金	9,827,611
		資本剰余金	9,786,093
		利益剰余金	43,029,004
		自己株式	△1,126,658
		その他の包括利益累計額	2,617,277
		その他有価証券評価差額金	7,385,655
		土地再評価差額金	△4,768,378
		新株予約権	95,530
		純資産合計	64,228,858
資 产 合 计	132,780,347	負債及び純資産合計	132,780,347

連結損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,995,099
売 上 原 価		8,224,683
売 上 総 利 益		6,770,416
販売費及び一般管理費		1,318,820
営 業 利 益		5,451,595
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	282,650	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	20,936	303,587
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	170,948	
社 債 利 息	260,982	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	108,545	540,476
経 常 利 益		5,214,706
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	523,812	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	138,927	
受 取 補 償 金	2,200	664,940
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,032	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	87,822	96,854
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,782,792
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,742,993	
法 人 税 等 調 整 額	41,667	1,784,660
当 期 純 利 益		3,998,131
親会社株主に帰属する当期純利益		3,998,131

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,827,611	9,786,472	40,187,902	△97,244	59,704,742
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,049,398		△1,049,398
親会社株主に帰属する当期純利益			3,998,131		3,998,131
土地再評価差額金の取崩			△107,631		△107,631
自 己 株 式 の 取 得				△1,039,614	△1,039,614
自 己 株 式 の 処 分		△378		10,200	9,821
連結会計年度中の変動額合計	—	△378	2,841,101	△1,029,414	1,811,308
当 期 末 残 高	9,827,611	9,786,093	43,029,004	△1,126,658	61,516,050

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,329,172	△4,876,010	2,453,162	69,249	62,227,153
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当					△1,049,398
親会社株主に帰属する当期純利益					3,998,131
土地再評価差額金の取崩					△107,631
自 己 株 式 の 取 得					△1,039,614
自 己 株 式 の 処 分					9,821
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	56,482	107,631	164,114	26,281	190,396
連結会計年度中の変動額合計	56,482	107,631	164,114	26,281	2,001,704
当 期 末 残 高	7,385,655	△4,768,378	2,617,277	95,530	64,228,858

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は京阪神建築サービス株式会社の1社であり、非連結子会社はありません。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産………定額法

無形固定資産………定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金………一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。

当連結会計年度においては該当がないため計上しておりません。

賞与引当金………従業員の賞与支給に充てるため、前連結会計年度の支給実績を勘案して当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

………当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

………当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理………税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,503,675千円

(2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

2002年3月31日

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 53,998,798株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定期株主総会	普通株式	511,367	9.50	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	538,031	10.00	2018年9月30日	2018年12月5日
計		1,049,398			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- | | |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額 | 684,926千円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 13.00円 |
| (ハ) 基準日 | 2019年3月31日 |
| (二) 効力発生日 | 2019年6月19日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 170,600株 |
|------|----------|

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、金融機関からの借入及び社債発行によることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理を行っております。また、当社グループの主な事業である不動産賃貸事業は、事業の性格上、大半の取引先から翌月分の賃料を前月末日までに前受けしており、また敷金及び保証金を差入れいただくことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日としております。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は7年、10年と15年であります。借入金につきましては、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（借入期間は5年から15年）は主に設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は原則として固定金利により調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	15,918,547	15,918,547	—
(2)受取手形及び売掛金	473,037	473,037	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	14,761,728	14,761,728	—
資産計	31,153,313	31,153,313	—
(4)買掛金	7,746	7,746	—
(5)短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(6)社債			
(1年内償還予定含む)	40,000,000	40,053,335	53,335
(7)長期借入金			
(1年内返済予定含む)	13,209,750	13,380,226	170,476
負債計	55,717,496	55,941,309	223,812

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は金融商品取引所の価格によっております。

(4) 買掛け金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額343,091千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、営業債権の差入保証金・敷金（連結貸借対照表計上額2,192,699千円）、並びに営業債務の長期預り保証金・敷金（連結貸借対照表計上額5,634,743千円）は回収期日または返済期日の定めがないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められます。

6. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において貸貸用の不動産を有しております。2019年3月期における当該貸貸等不動産に関する貸貸損益は6,760,265千円（貸貸収益は売上高に、貸貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

当該貸貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時 価
95,235,581千円	163,320,000千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 連結計算書類提出会社本社に係る有形固定資産残高は、上記の表には含めておりません。
 3. 本社の所有している東京都港区及び大阪市内の土地に建物の建設をしております。それに伴い、当連結会計年度末の有形固定資産残高に建設仮勘定3,064,781千円を計上しておりますが、時価を把握することが極めて困難であるため、上記の表には含めておりません。
 4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,217円26銭
 (2) 1株当たり当期純利益 74円63銭

8. その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	113,457千円
時の経過による調整額	369千円
期末残高	113,827千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 記載金額は、4. (2) 1株当たり配当額及び7. 1株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
資産の部		負債の部	
流動資産	16,053,140	流動負債	12,436,407
現金及び預金	15,627,345	買掛金	7,746
受取手形及び売掛金	296,860	短期借入金	4,422,900
前払費用	128,450	1年内償還予定の社債	5,000,000
その他の流動資産	484	未払法人税等	973,099
固定資産	116,357,738	前受金	838,469
有形固定資産	98,400,902	賞与引当金	29,862
建物及び構築物	29,185,600	設備関係未払金	749,418
土地	52,640,231	その他の流動負債	414,910
信託建物	2,266,046	固定負債	56,073,119
信託土地	11,038,280	社債	35,000,000
建設仮勘定	3,118,301	長期借入金	11,286,850
その他の有形固定資産	152,441	長期未払金	82,400
無形固定資産	79,357	長期預り保証金・敷金	5,634,743
投資その他の資産	17,877,479	繰延税金負債	2,674,052
投資有価証券	15,104,819	再評価に係る繰延税金負債	1,214,541
関係会社株式	111,200	退職給付引当金	66,704
差入保証金・敷金	2,192,699	資産除去債務	113,827
長期前払費用	443,760	負債合計	68,509,527
その他の資産	25,000	純資産の部	
		株主資本	61,188,543
		資本金	9,827,611
		資本剰余金	9,786,093
		資本準備金	9,199,840
		その他資本剰余金	586,253
		利益剰余金	42,701,497
		利益準備金	872,302
		その他利益剰余金	41,829,194
		固定資産圧縮積立金	127,467
		別途積立金	27,013,900
		繰越利益剰余金	14,687,827
		自己株式	△1,126,658
		評価・換算差額等	2,617,277
		その他有価証券評価差額金	7,385,655
		土地再評価差額金	△4,768,378
		新株予約権	95,530
		純資産合計	63,901,351
資産合計	132,410,879	負債及び純資産合計	132,410,879

損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,548,707
売 上 原 価	8,020,143
売 上 総 利 益	6,528,563
販売費及び一般管理費	1,249,100
営 業 利 益	5,279,463
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	382,634
そ の 他 の 営 業 外 収 益	31,136
	413,770
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	170,948
社 債 利 息	260,982
そ の 他 の 営 業 外 費 用	108,285
	540,217
経 常 利 益	5,153,017
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	523,812
投 資 有 價 証 券 売 却 益	138,927
受 取 補 償 金	2,200
	664,940
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9,032
投 資 有 價 証 券 評 価 損	87,822
	96,854
税 引 前 当 期 純 利 益	5,721,103
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,686,191
法 人 税 等 調 整 額	42,488
当 期 純 利 益	3,992,423

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	9,827,611	9,199,840	586,632	9,786,472	872,302
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
土地再評価差額金の取崩					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			△378	△378	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△378	△378	—
当 期 末 残 高	9,827,611	9,199,840	586,253	9,786,093	872,302

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	127,467	27,013,900	11,852,433	39,866,103
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△1,049,398	△1,049,398
当 期 純 利 益			3,992,423	3,992,423
土地再評価差額金の取崩			△107,631	△107,631
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	2,835,393	2,835,393
当 期 末 残 高	127,467	27,013,900	14,687,827	42,701,497

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	△97,244	59,382,943
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剩 余 金 の 配 当		△1,049,398
当 期 純 利 益		3,992,423
土地再評価差額金の取崩		△107,631
自 己 株 式 の 取 得	△1,039,614	△1,039,614
自 己 株 式 の 処 分	10,200	9,821
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1,029,414	1,805,600
当 期 末 残 高	△1,126,658	61,188,543

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	7,329,172	△4,876,010	2,453,162	69,249	61,905,355
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△1,049,398
当 期 純 利 益					3,992,423
土地再評価差額金の取崩					△107,631
自 己 株 式 の 取 得					△1,039,614
自 己 株 式 の 処 分					9,821
株主資本以外の項目の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	56,482	107,631	164,114	26,281	190,396
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	56,482	107,631	164,114	26,281	1,995,996
当 期 末 残 高	7,385,655	△4,768,378	2,617,277	95,530	63,901,351

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券………償却原価法

子会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………定額法

無形固定資産………定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金………一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。

当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

賞与引当金………従業員の賞与支給に充てるため、前事業年度の支給実績を勘案して当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

………当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理………税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表関係)

「建設仮勘定」の表示方法は、前事業年度において、貸借対照表上、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「建設仮勘定」として表示しております。

「機械及び装置」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「機械及び装置」として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,503,675千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 6,866千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

2002年3月31日

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 960千円

売上原価 732,657千円

営業取引以外の取引高 110,200千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 53,998,798株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,312,174株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産

減価償却費償却限度超過額	25,179千円
減損損失（長期前払費用）	530,146千円
減損損失（建物及び構築物他）	139,274千円
退職給付引当金	20,411千円
株式報酬費用	29,232千円
長期末払金（役員退職慰労金）	25,214千円
投資有価証券評価損	57,861千円
ゴルフ会員権	18,725千円
資産除去債務	34,831千円
未払事業税	61,023千円
その他	14,364千円
總延税金資産小計	956,265千円
評価性引当額	△293,951千円
總延税金資産合計	662,314千円

總延税金負債

固定資産圧縮積立金	△56,203千円
固定資産（資産除去債務部分）	△31,790千円
その他有価証券評価差額金	△3,248,373千円
總延税金負債合計	△3,336,367千円
總延税金負債の純額	△2,674,052千円

再評価に係る總延税金資産

土地再評価差額金	2,302,015千円
評価性引当額	△2,302,015千円
再評価に係る總延税金資産合計	-千円

再評価に係る總延税金負債

土地再評価差額金	△1,214,541千円
再評価に係る總延税金負債合計	△1,214,541千円
再評価に係る總延税金負債の純額	△1,214,541千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記 子会社

属性及び会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社 京阪神建築サービス株式会社	所有 直接100%	土地建物賃貸	賃料の受入	960	—	—
		保守管理仕入	保守管理費支払	732,657	未払金	6,866
		資金の受入	配当金の受取	100,000	—	—
		役務の提供	業務の受託	10,200	—	—
		役員の兼任				

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保守管理の仕入れに関しては、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 子会社は期末の剩余金の状況を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施する方針であります。
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,211円04銭
 (2) 1株当たり当期純利益 74円52銭

普通株式に係る当期純利益	3,992,423千円
普通株式の期中平均株式数	53,572,647株

9. その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	113,457千円
時の経過による調整額	369千円
期末残高	113,827千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

10. 記載金額は、8. 1株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

京阪神ビルディング株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 寺本 悟㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 洪 誠悟㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪神ビルディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

京阪神ビルディング株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 寺本 悟㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 洪 誠悟㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上のように基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

京阪神ビルディング株式会社 監査役会

常勤監査役 河野 健二 ㊞

社外監査役 西出智幸 ㊞

社外監査役 富高正信 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、営業地盤拡充のための今後の事業展開、内部留保の充実による企業体質の強化などを勘案して、安定的な配当を継続して実施しつつ、総合的、長期的に株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

第96期の剰余金の配当につきましては、2018年12月24日に創立70周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円（うち、普通配当10円・記念配当3円）
総額684,926,112円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき23円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月19日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 山本真司氏、谷口昌和氏、西田 滋氏および吉田享司氏の4名が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本件が原案どおり承認された場合、当社の取締役8名のうち3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山本 真司 (1960年3月6日生)	1983年4月 株式会社住友銀行 入行 2005年6月 株式会社三井住友銀行 三田篠山法人営業部長 2008年4月 同行 南森町法人営業部長 2009年12月 同行 梅田法人営業第一部長 2012年4月 同行 法人企業統括部 部付部長 2013年4月 当社 顧問 2013年6月 当社 取締役営業統括 2016年6月 当社 取締役営業統括兼営業部長 2017年6月 当社 常務取締役 営業統括兼営業部長 2018年4月 当社 常務取締役 常務執行役員 営業統括 (現任)	20,500株
【取締役候補者とした理由】			
		長年の業務経験から法人営業および各種営業施策の企画推進に豊富な知見を有し、当社でも2013年以来営業統括役員を務め、当社の営業基盤強化に貢献していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	谷口 昌和 (1954年12月7日生)	1979年4月 株式会社鴻池組 入社 2006年11月 同社 執行役員大阪本店副本店長 2008年10月 同社 常務執行役員中部地区統括兼 名古屋支店長 2012年10月 同社 常務執行役員建築事業本部 (営業担当役員) 2014年4月 当社 理事 建築技術部 部付部長 2015年6月 当社 取締役建築技術部長 2018年4月 当社 取締役 執行役員 建築技術部長 (現任)	10,200株
【取締役候補者とした理由】			
		長年の業務経験からビルの建築施工および管理全般に精通しており、当社でも2015年以来建築技術部長を務め、当社におけるビル開発、管理に貢献していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	よしだ たかし 吉田享司 (1953年7月24日生)	<p>1978年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任あづさ監査法人）入社</p> <p>1982年3月 公認会計士登録</p> <p>1994年5月 米国公認会計士（カリフォルニア州）登録</p> <p>2006年6月 あづさ監査法人（現有限責任あづさ監査法人）専務理事</p> <p>2015年7月 有限責任あづさ監査法人 シニアパートナー</p> <p>2016年7月 吉田公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2017年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ジェイテクト 社外監査役</p>	0株
【社外取締役候補者とした理由】			
公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を生かして、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で経営を監督することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
4	※ のむら まさお 野村雅男 (1949年8月2日生)	<p>1972年3月 岩谷産業株式会社 入社</p> <p>2007年6月 同社 取締役 執行役員</p> <p>2009年4月 同社 常務取締役 執行役員</p> <p>2010年4月 同社 専務取締役 執行役員</p> <p>2012年6月 同社 代表取締役社長 執行役員</p> <p>2017年4月 同社 取締役相談役 執行役員</p> <p>2017年6月 同社 相談役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>小野薬品工業株式会社 社外取締役</p>	10,000株
【社外取締役候補者とした理由】			
会社経営者としての長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で経営を監督することを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
3. 吉田享司氏および野村雅男氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 吉田享司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

5. 当社は吉田享司氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、野村雅男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 河野健二氏および西出智幸氏の2名が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ にしだ しげる 西 田 滋 (1960年10月8日生)	1984年4月 株式会社住友銀行 入行 2013年4月 株式会社三井住友銀行 企業審査部長 2015年4月 当社 顧問 2015年6月 当社 取締役総務部長 2018年4月 当社 取締役 執行役員 総務部長（現任）	5,500株
【監査役候補者とした理由】			
	長年の業務経験から企業の実態把握に豊富な知見を有している上、当社でも2015年以来総務部長を務め、当社の事業内容等に精通していることから、新たに監査役候補者といたしました。		
2	※ たけだ ちほ 竹 田 千 穂 (1973年2月9日生)	2001年10月 大阪弁護士会登録 三宅法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】			
	弁護士として民事・商事一般および会社法分野に明るく、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、新たに社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
 3. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂でありますが、職務上使用している氏名で表記しております。
 4. 竹田千穂氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
 5. 竹田千穂氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号

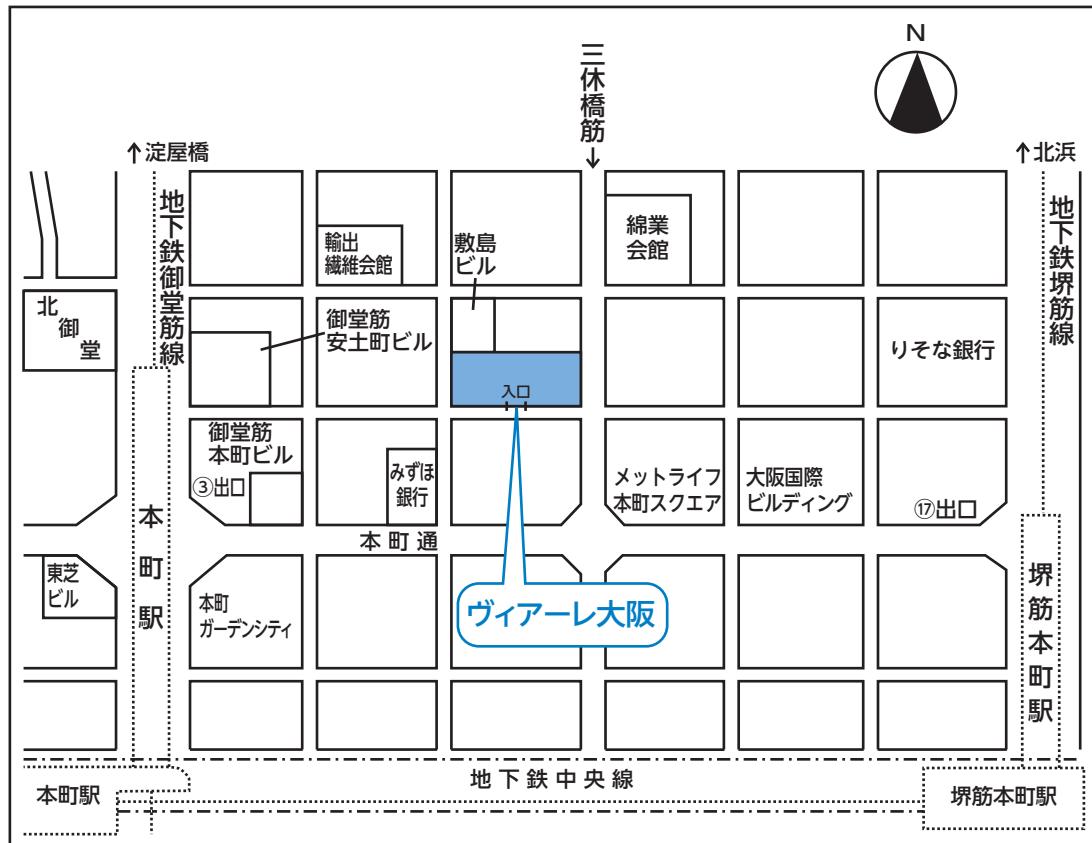
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」

電話：06-4705-2411

【交通案内】

◎地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口から徒歩3分

◎地下鉄堺筋線 堀筋本町駅⑯番出口から徒歩5分



◎当日は、些少ながらお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主さまお一人につき1個とさせていただきます。

(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申しあげます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。